

夏井川水系河川整備計画（案）

自然のいびきと歓声の聞こえる夏井川

（当初策定：平成14年4月）

（第一回変更：令和●年●月）

福 島 県

夏井川水系河川整備計画

目 次

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1. 河川整備の現状	1
(1) 流域の概要	1
(2) 治水事業の変遷	4
(3) 利水の変遷	6
2. 河川整備計画の目標に関する事項	7
(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	9
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項	11
3. 計画対象期間及び対象区間	13
(1) 計画対象期間	13
(2) 計画対象区間	13

第2 河川の整備の実施に関する事項

1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	15
2. 河川の維持の目的、種類、施工の場所	38
(1) 河川の維持の目的	38
(2) 河川の維持の種類及び施工の場所	38
(3) 災害復旧及び局所的な対応（流水治水型の災害復旧）	389
3. その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項	411
(1) 河川情報の提供に関する事項	411
(2) 地域や関係機関との連携に関する事項	411

第 1 河川整備計画の目標に関する事項

1. 河川整備の現状

(1) 流域の概要

ア. 流域

夏井川は、阿武隈山系大滝根山 (EL1, 192. 5m)、仙台平 (EL870. 1m)、高柴山 (EL884. 4m)、黒石山 (EL864. 5m) を結ぶ稜線を分水嶺とし、南に流下し田村市で梵天川、小野町で右支夏井川を合流後向きを南東に変え、阿武隈山地を横断し、更に、いわき市で小玉川、好間川、新川を合流した後、太平洋に注ぐ流域面積 748. 6km²、法指定区間 67. 1km の二級河川である。

この流域は、福島県南東部に位置し、主にいわき市、田村市、小野町の 2 市 1 町からなり、その他石川郡平田村、石川郡古殿町の一部を含んでいる。

本河川は、これらの地域において治水上重要であるとともに、水源として社会・経済基盤の発展に寄与し、また貴重な水辺環境であることから、治水・利水・環境面での意義は極めて大きい。

イ. 社会環境

流域の人口は約 15 万人で、そのほとんどがいわき市、田村市、小野町の市街地に集中している。それを表すように、流域の土地利用は約 92% が農地、山林で占められており、宅地は約 5% にすぎない。

産業については、下流域では昭和 39 年いわき地区新産業都市の指定以来、都市化の進展や生産活動の拡大がめざましく、いわき市は福島県浜通り地区の経済、文化の構築に寄与してきている。また、上流域では小野町を中心に古くから林業、畜産を主産業として発展してきた。近年では精密、電子機器等の生産を主産業として工業都市への展開を見せている。

交通網については、下流域で国道 6 号、49 号、常磐自動車道、磐越自動車道、JR 常磐線、JR 磐越東線等の重要交通網が輻輳している。また、上流域では磐越自動車道が中通りの拠点都市郡山市と浜通りの拠点都市いわき市を結ぶアクセスポイントとなっている。

ウ. 自然環境

本流域の上流部は、阿武隈高原の南東端に位置し、古い時代に形成された地形に侵食作用が進んだなだらかな地形となっている。源流部はあぶくま洞や入水鍾乳洞で有名な「阿武隈高原中部県立自然公園」に指定されている。上流部は、北方系植物の南限種および南方系植物の北限種が混在するという特性を有し、主にスギ等の常緑針葉樹林帯となっているが、この間を埋めるようにコナラ群落、ブナ・ミズナラ群落、アカマツ群落等が分布している。なお、第3回自然環境保全基礎調査(1988年、環境庁)において、仙台平カルストのケヤキ林が貴重な植物群落として報告されている。最上流部では比較的大きな礫が河床に点在し、清流に生息するイワナ、ヤマメ等が生息する。上流部では古い時代に形成された地形のため、河床は侵食作用が進みなだらかな勾配となっており、礫の堆積はあまり見られない。沿川にある平地は水田として利用され、カワセミ等の鳥類が生息する。また、ウグイ、アブラハヤ等の他、特に「環境省レッドリスト2020」に挙げられている絶滅危惧II類のギバチが生息するなど、豊かな自然環境を有している。

中流部は、阿武隈高原東縁部に位置し、急峻な山並みに囲まれた夏井川渓谷を形成している。この地域は、背戸峨廊、籠場の滝に見られる様に、四季折々に変化する植生が織りなす渓谷美を誇り、「夏井川渓谷県立自然公園」に指定されている。ほとんどが山地のため、上流部の山地帯と同じような植生の分布をしており、鳥類では、ヤマセミ、カワガラス等が生息する。なお、背戸峨廊のアカマツ林・イヌブナ林、夏井川渓谷のモミ林等貴重な植物群落がある。河床は、花崗岩が露出し白く美しい景観を呈しており、ヤマメ、ウグイ、アブラハヤ等が生息している。

下流部は、浜通り地方に位置し、扇状地性・三角洲性の都市平野部を形成し河床勾配は非常に緩やかで左右にゆったりと蛇行しながら流下しており、河床には土砂が堆積している。丘陵地にコナラ林・アカマツ常緑針葉樹林、平地は水田雑草群落が分布している。特に、県指定天然記念物として指定されている上平窪のシイノキ群や石森のカリンがある。鳥類では、愛谷堰上流で渡りの時期に休息しているコハクチョウ、オナガカモがみられる。魚類では、ウグイ、オイカワ、カジカ、フナ、コイ等が生息している。

河口部付近は、「磐城海岸県立自然公園」の一角に含まれ、豊かな松林が続く舞子浜となっており、砂州の形成部はコアジサシの集団繁殖地となっている。この松林帯と海浜が織りなす自然景観と安定した河川流況が相まって潤いのある水辺環境を創出している。また、ヨシ・セリ・ヒメガマなどの水生・湿生植物が多く分布し、アユ、サケが遡上する。河口域では、水門工事に伴う仮締切により一時的に閉塞が解消され、海域との連続性が確保されている。河口域に汽水域が広がったことにより、近年ではカライワシやコバンアジといった高塩分濃度を好む魚類も確認されるようになった。

夏井川の水質は、昭和49年3月26日付けで「生活環境の保全に関する環境基準」として、好間川合流点より上流でA類型、下流でBタイプの指定を受けていたが、平成19年10月5日付けで下流もAタイプの指定を受けている。近年では、上流の北ノ内橋・中・下流の久太夫橋・六十枚橋いずれの地点においても経年的に環境基準値を満たしている。



図-1.1.1 夏井川水系環境情報図

(2) 治水事業の変遷

夏井川は上中流部が山地となっていることから、急激に流れ下る流水により洪水氾濫の被害を受けてきた。このため古くから霞堤を主体とする治水工法（甲府市釜無川に見られる「甲州流防河法」）が採られてきたが、経済活動・土地利用の変革に伴い昭和 8 年の河川改修工事以来、霞堤は姿を消し連続堤による工法が採られてきている。

夏井川では、浸水家屋 1,944 戸、被害総額 24 億円の大きな被害を受けた、昭和 52 年 9 月洪水を契機に、夏井川本川の中小河川改修事業に着手した。また、新川、好間川、小玉川、右支夏井川、梵天川等の諸支川の改修工事も順次進めてきた。その後、昭和 61 年 8 月洪水においては浸水家屋 1,705 戸、被害総額 80 億円、平成元年 8 月洪水においては浸水家屋 1,098 戸、被害総額 51 億円の大きな被害を受けたため、治水計画を見直し、夏井川では鎌田橋基準点の計画高水を $2,200\text{m}^3/\text{s}$ 、右支夏井川では稲荷橋基準点の計画高水を $340\text{m}^3/\text{s}$ とし、改修工事を行っており、平成 9 年 8 月に小玉ダム、平成 19 年 4 月にこまちダムが供用開始している。

近年では、令和元年 10 月の東日本台風（台風第 19 号）において、鎌田橋基準点で観測開始以降、既往最大雨量（ $304\text{mm}/\text{日}$ ）・既往最大水位を観測し、堤防の決壊や越水により、浸水面積 $1,351\text{ha}$ 、浸水家屋 5,606 戸、一般資産被害額 808 億円（公共土木等被害額 55 億円）と甚大な被害が生じている。夏井川本川および支川の好間川では、令和元年 10 月洪水を契機に、令和 2 年 3 月から災害復旧助成事業による整備を進めている。

基準地点鎌田橋より下流で合流する新川の上流及び支川宮川では、令和 5 年 9 月の台風第 13 号に伴い発生した、県内初の線状降水帯の発生により、浸水面積 338ha 、浸水家屋 1,704 戸、一般資産被害額 150 億円、公共土木等被害額 22 億円と甚大な浸水被害が生じている。

表－1.1.1 既往水害の被災状況一覧（一般資産被害）

水害発生年月日	原因	浸水面積 (ha)	浸水家屋（戸）		一般資産 被害額 (百万円)	公共土木等 被害額 (百万円)
			床上	床下		
S39. 8. 24	台風14号	1,032	1,112	946	626	220
S45. 11. 18	豪雨と波浪	102	111	505	116	313
S46. 4. 27	豪雨と波浪	161	228	1,409	337	220
S46. 8. 27	台風23, 25, 26号と 秋雨前線豪雨	1,900	936	3,053	1,936	1,466
S47. 9. 6	豪雨と台風20号	126	33	383	127	0
S52. 9. 16	台風11号と豪雨	22	403	1,541	1,253	879
S54. 10. 14	台風20号	86	602	918	2,130	1,189
S61. 8. 4	台風10号と豪雨	732	608	1,097	2,948	4,191
S63. 8. 9	豪雨	60	9	209	245	1,240
H1. 8. 5	豪雨	498	566	532	1,972	2,881
H3. 9. 11	台風17～19号と波浪	1	3	118	80	377
H6. 9. 27	台風26号	3	2	38	27	512
H7. 6. 13	梅雨	0	0	7	2	147
H11. 7. 10	梅雨前線豪雨	226	14	164	367	62
H12. 7. 7	豪雨	5	1	4	10	286
H19. 7. 5	梅雨前線豪雨と 台風9号	0	0	1	1	78
H19. 9. 5	台風9号	0	2	9	16	340
H20. 8. 26	豪雨	0	1	1	8	130
H21. 8. 8	台風9号	0	0	2	2	23
H25. 9. 14	台風18号	2	2	7	25	36
R1. 10. 12	台風19号	1,351	4,054	1,552	79,927	16,888
R5. 9. 8	台風13号、線状降水帯	338	893	811	14,993	2,226

出典：「水害統計」

(3) 利水の変遷

夏井川は古来からかんがい用水の他、急な勾配を利用した発電用水にも利用されている。かんがい用水は流域全域で小川江大堰、愛谷堰等多くの取水施設から取水されている。小川江大堰においては最大 $3.861\text{m}^3/\text{s}$ が小川江筋に取水され 973ha のかんがいに利用されており、愛谷堰においては最大 $1.982\text{m}^3/\text{s}$ が愛谷筋に取水され 372.8ha のかんがいに利用されている。

流域には、大正 5 年より稼働している川前発電所を含め 10 ヶ所の発電所があり、最大時には 25,886kw/hr の発電が行われている。

都市用水については、従来より、小川江堰で $0.417\text{m}^3/\text{s}$ 、愛谷堰で $0.166\text{m}^3/\text{s}$ の水道用水が取水されているが、平成 9 年に小玉ダムが完成し、新たな都市用水として、上水道 $0.174\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水 $0.127\text{m}^3/\text{s}$ が取水されることとなった。

また、小野町では水道用水として、ため池等から約 $2,300\text{m}^3/\text{日}$ 、右支夏井川から約 $2,450\text{m}^3/\text{日}$ 取水しているが、こまちダムが平成 19 年 4 月より供用開始となり、新たな水道用水として約 $1,500\text{m}^3/\text{日}$ が取水されることとなった。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

事業を進めるに当たり、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるために、施設整備の必要性・計画の正当性について、流域住民の理解を広く求める。また、流域内の資産や人口分布・土地利用の動向等を的確に踏まえて、治水効果の早期発揮に向けて段階的に整備を進める。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

ア. 現状と課題

夏井川及び支川好間川では、昭和 61 年 8 月洪水、平成元年 8 月洪水等で多大な水害が発生したことを受けて、河川整備に取り組んできたところであるが、近年の被害で最大となった令和元年 10 月東日本台風により、複数箇所では堤防の決壊が発生し、平の平窪地区、赤井地区をはじめ、小川地区、好間地区など、広範囲にわたって床上浸水などの住家被害が発生した。この被災を受けて改良復旧事業に着手し、事業概成予定の令和 9 年度には、夏井川では改修率 57.6%、好間川では改修率 26.4%に向上する見込みである。また、支川仁井田川は、海岸線沿いを流下し河口付近において本川に合流する。このため、縦断勾配が非常に緩やかであり、本川の河床高の影響を非常に受けやすい地形をなしている。

新川では、古くから内郷・平地区で氾濫を繰り返しており、特に昭和 52 年 9 月の出水を受けて河川整備が進められてきたところである。令和 5 年 9 月に発生した線状降水帯では、支川の宮川を含め、内郷地区を中心に広範囲に浸水が発生し、甚大な被害をもたらした。

本河川整備計画の策定にあたっては、夏井川本川及び支川ごとの河道の現状・社会環境・自然環境・水利用・河川空間の利用状況等を把握するとともに、流域の面積及び資産等から、適切な治水安全度を設定し、その向上を図りながら、地域住民の安全を目指すことが課題として挙げられる。

注 1

$$\text{改修率 (\%)} = \frac{\text{一定計画に基づき改修された延長}}{\text{指定区間のうち改修を必要とする延長}} \times 100$$

イ. 目標

本流域では、過去の大規模洪水である昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。なお、夏井川本川及び支川好間川においては、令和元年 10 月洪水と同規模の洪水に対して、越水の防止を図るものとする。

このうち、支川新川流域については、流域面積が小さいことから、昭和 52 年 9 月規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、令和 5 年 9 月洪水と同規模の洪水に対して、越水・溢水の防止を図るものとする。

また、支川仁井田川流域については、地形的要因から上下流とのバランスを確保する必要があるため、平成元年 8 月規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア. 現状と課題

夏井川は古来からかんがい用水の他、急な勾配を利用した発電用水にも利用されており大正 5 年より稼働している川前発電所を含め 10 ヶ所の水力発電所がある。また、戦後は水道用水にも利用されるようになり、夏井川はいわき市、右支夏井川は小野町の水道用水の水源となるなど、地域の重要な水源となっている。平成 19 年に建設されたこまちダムは、水道用水として 1,500m³/日を取水しており、地域に安定した水の供給を行っている。

河川流況については、夏井川本川下流部の愛谷堰～小川江大堰において、現状での渇水時の対応として、両堰間の自主的な水利調整により被害を最小限に食い止める努力がなされているが、近年は渇水の被害が報告されていない。

水質については、夏井川本川及び仁井田川が A 類型、好間川の本川合流部から町田橋が B 類型、町田橋上流が A 類型に指定されている。環境基準点である夏井川本川上流の北ノ内橋、仁井田川の松葉橋、好間川の夏井川合流点において環境指標のひとつである BOD(75%値) が平成 8 年度までは環境基準を満たしていなかったが、水質改善がみられ平成 10 年度以降は夏井川水系の類型指定箇所全てで基準値を満足している。

なお、新川は水質調査が実施されているものの、類型指定がされていない。平成初期は BOD(75%値) が 3.0～15mg/L と夏井川水系の他河川に比べて非常に高くなっていたが、いわき市が実施した公共下水道事業により水質が改善され、平成 14 年度以降は 0.9～4.4mg/L の間で推移している。

イ. 目標

河川の適正な利用については、今後の水需要も考慮した水資源の開発及び合理的な利用の促進を図っていく。

河川は貴重な地域資源であるため関係市町村、利害関係者、河川愛護団体及び漁業関係者等から積極的に情報を収集し、流量データの蓄積を行うとともに動植物の保護、景観、水質の保全等に必要な流量に配慮し、流水の正常な機能の維持に必要な流量の検討をしていく。

なお、夏井川本川については既施設を活用して流水の正常な機能の維持に努める。小玉川においては、小玉ダム下流にて正常流量をかんがい期の代掻期(5/1～5/10)で $1.177\text{m}^3/\text{s}$ 、普通期(5/11～9/10)で $1.064\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期(9/11～4/30)で $0.678\text{m}^3/\text{s}$ と設定し、小玉ダムで流量を確保することにより、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。また、黒森川においては、正常流量を赤沼堰利水基準点でかんがい期の代掻期(5/1～5/5)で $0.087\text{m}^3/\text{s}$ 、普通期(5/6～9/5)で $0.041\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期(9/6～4/30)で $0.039\text{m}^3/\text{s}$ と設定し、こまちダムで流量を確保することにより、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。

新川においては、水質の監視と水質改善に向けて関係機関との調整に努める。また、有限な資源である水の有効利用や、良好な環境の保全を図るためにも、関係利水者等との連携を取りながら適正な水運用を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア. 現状と課題

上流部は集落周辺にブロック護岸が見られるものの、多くは土羽堤防で堤防高も低く、水辺への接近が容易である。河川植生も多く、ふるさとの川としての役割を果たしている。また、夏井川溪谷の入り口に当たる磐越東線夏井駅付近の両岸に夏井千本桜として親しまれている桜があり、親水護岸なども整備され、春には多くの花見客の目を楽しませている。

中流部の夏井川溪谷は四季折々の美しさを呈するとともに、人々への憩いと安らぎの場を提供している。また、毎年、溪流釣りが解禁されると多くの釣り人がアユやヤマメ釣りを楽しみ、小川町付近等はヤマメの好釣り場となっている。

広い河川敷を有する下流部は、河口部を含めて親水公園等が整備されており、左岸の沢帯公園にはグラウンドやバスケットコート等、右岸の夏井川サイクリング公園には多目的広場やターゲットバードゴルフコース等があり、多くの人々の憩いの場となっている。また、真似井川との合流点のいわき市平窪地区ではイカダ下り、夏井川本川の平大橋付近では灯籠流しや花火大会等が定期的に行われている。

なお、夏井川水系では、河川環境管理に関する施策を総合的・計画的に実施するために「夏井川水系河川環境管理基本計画」を平成3年に策定している。

本流域では、上中下流域毎に河川愛護活動や河川清掃等が活発に行われていたが、このような単独の活動を流域全体で連携のとれた活動とするため、住民と行政のパートナーシップのもと、上中下流住民の交流を推進することを目的に、平成12年度から連携交流事業が進められた。また平成18年には、人と水との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を未来に継承していくことを目的に、福島県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示す計画として「うつくしま「水との共生」プラン」が策定された。さらに平成29年には、「福島県水循環協議会」が立ち上げられ、流域単位での上中下流の連携を強め、水質保全の取組の一層の推進が図られている。夏井川は「うつくしま「水との共生」プラン」のモデル事業として選定されており、上・中・下流域の各団体の連携により平成19年度に結成された「夏井川流域の会」では、継続的な取り組みを通じて流域活動の情報発信や河川環境保全への提言がなされている。

令和元年東日本台風（台風第19号）では、夏井川の堤防が決壊し、平の平窪地区、赤井地区をはじめ、小川地区、好間地区など、広範囲にわたって床上浸水などの住家被害が発生した。被災した護岸などの施設の復旧と合わせ、一連区間の改修を行う災害復旧助成事業に令和元年度より着手し、河川内の伐木や土砂の掘削を行って川に流れる水の量を増やし、コンクリート護岸などの整備をして堤防の強化が図られている。

このような状況を踏まえ、地域と密着した川づくりを通じて、地域住民の環境への高い関心と多様なニーズに応えつつ自然環境に配慮するとともに、災害に強い川づくりを目指していく必要がある。また、河川における動植物の生息・生育環境および景観の保全については、流水の正常な機能の維持を図る必要がある。

イ. 目標

本流域は中核都市いわき市の中心市街地や3つの県立自然公園を有するなど、上流から河口まで変化に富んだ流域であるため、河川の特長や地域の個性に配慮した、整備と保全を図ることとする。

上流部においては、山間盆地平野と調和するふるさと川の風情を持った景観に配慮し、人々が水辺に親しみやすい水辺空間を確保する。

中流部は、そのほとんどが渓谷のため、水と四季折々に変化する植生が織りなす渓谷美とヤマセミ、カワガラス等の生息に対し良好な環境の保全に努める。

下流部及び河口部においては、上述の通り近年、災害復旧助成事業や夏井川河口部治水対策事業を実施しているところであり、定期的なモニタリング等により、環境変化に注視していく必要がある。

また、流域内の様々な動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを進めるため、出来る限り現状の豊かな自然を尊重した川づくりや魚がのびやすい川づくり等を進める。

3. 計画対象期間及び対象区間

(1) 計画対象期間

本河川整備計画の目標を達成するための対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：概ね 30 年

(2) 計画対象区間

本整備計画は、夏井川及び支川の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表-1.3.1 計画の対象とする区間

No.	河 川 名	本支川	区 域	流域面積 (km ²)	指定区間 延長 (km)
1	なつ川 夏井川	本 川	河口～指定区間上流端	748.6	67.1
2	ぼんてん 梵天川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	10.5	3.2
3	うしなつ川 右支夏井川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	33.7	19.0
4	くるま 車 川	2 次支川	右支夏井川合流点～指定区間上流端	16.0	5.8
5	くろもり 黒森川	2 次支川	右支夏井川合流点～指定区間上流端	9.4	5.9
6	おおくら 大倉川	2 次支川	右支夏井川合流点～指定区間上流端	2.2	1.3
7	じゅつこく 十石川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	7.0	5.3
8	くりゅうだき 九竜滝川	2 次支川	十石川合流点～指定区間上流端	11.6	5.5
9	みさか 三坂川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	41.8	11.0
10	かのまた 鹿又川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	33.3	3.5
11	こうじん 荒神川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	8.0	2.5
12	こだま 小玉川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	77.8	25.2
13	あい 相 川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	7.4	1.7
14	まにい 真似井川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	5.2	3.5
15	いばら 茨原川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	12.6	3.6
16	じょうじゅう 常 住 川	2 次支川	茨原川合流点～指定区間上流端	4.5	2.5
17	よしま 好間川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	103.3	33.2
18	しん 新 川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	33.4	24.7
19	こうや 高野川	2 次支川	新川合流点～指定区間上流端	4.2	2.2
20	みや 宮 川	2 次支川	新川合流点～指定区間上流端	6.3	3.1
21	にいだ 仁井田川	1 次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	82.0	25.5
22	たかくら 高倉川	2 次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	2.8	3.8
23	そでたまやま 袖玉山川	2 次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	6.7	3.6
24	しらいわ 白岩川	2 次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	5.9	3.5
25	はらごや 原高野川	2 次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	5.8	4.6
26	あかぬま 赤沼川	3 次支川	原高野川合流点～指定区間上流端	6.5	3.4
27	さんや 三夜川	4 次支川	赤沼川合流点～指定区間上流端	3.2	3.2

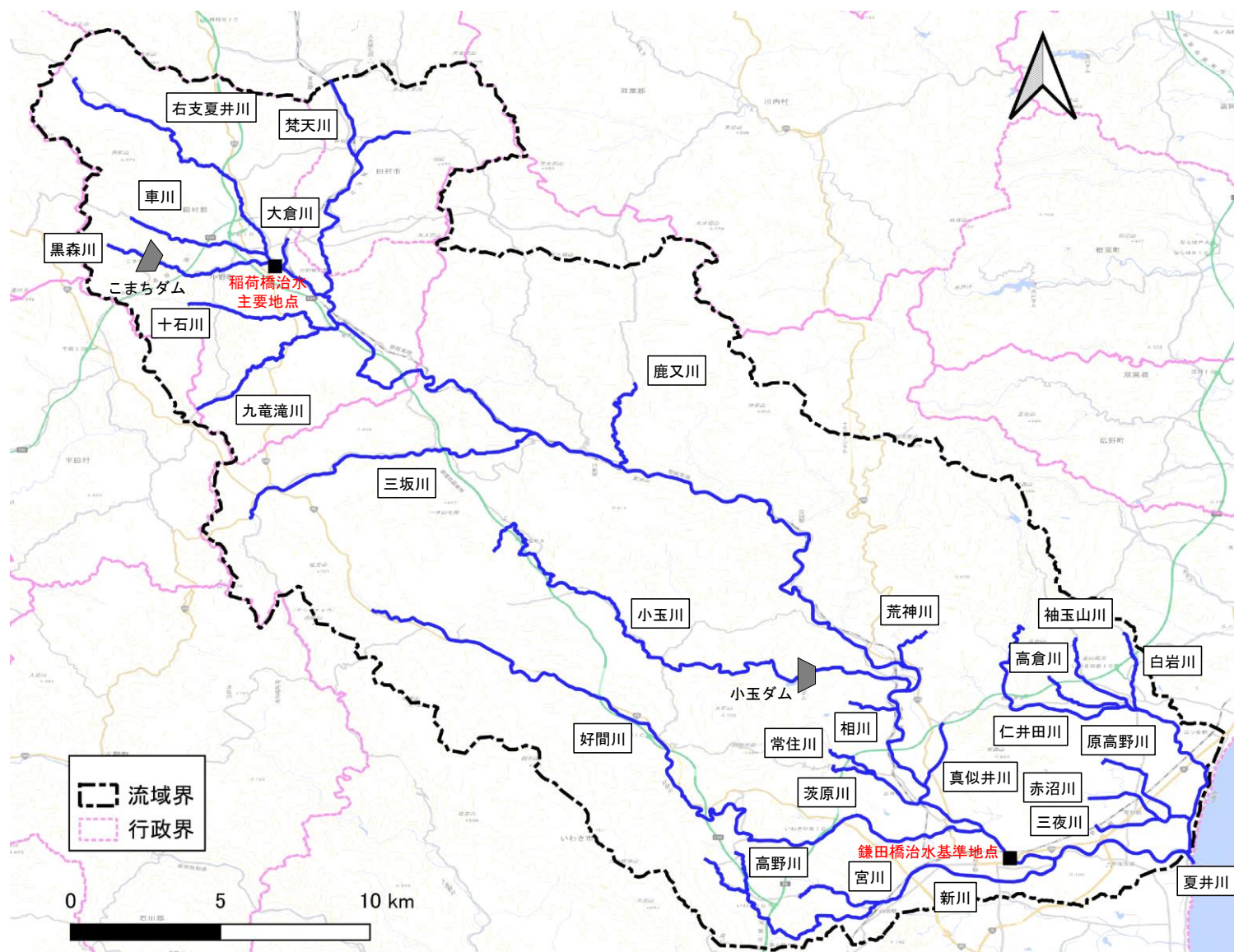


図-1.3.1 夏井川水系計画対象区間

第2 河川の整備の実施に関する事項

1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、表－2.1.1に示す整備の実施・促進を図るものとする。表－2.1.1に示す各事業の位置は図－2.1.1に示したとおりである。なお、実施にあたっては自然環境への配慮に努めるものとする。

表－2.1.1 河川整備箇所一覧表

管内	No.	河川名	区間	整備延長 (km)	備考
いわき建設事務所	①	夏井川	河口～小川町塩田地区	21.8	
	②	新川	宮川合流部～ ^{うちごう} 内郷白水町	3.9	
	③	宮川	新川合流部～ ^{うちごう} 内郷宮町	3.0	
	④	真似井川	平中平窪地区～平上平窪地区	0.6	
	⑤	仁井田川	本川合流部～ ^{よつぐらまちしもにいだ} 四倉町下仁井田地区	0.6	
	⑥	赤沼川	^{たいらいずみさき} 平泉崎磐井前地区～ ^{たいらいずみさき} 平泉崎岸前地区	0.4	
	⑦	三坂川	^{みわまちかみみさか} 三和町上三坂（三坂橋）～ ^{みわまちかみみさか} 三和町上三坂（立野橋）	0.4	
	⑧	小玉川	小川町高萩地区～小川町西小川地区（山下橋）	0.4	
	⑨	好間川	夏井川合流部～好間町上好間地区	6.6	
	⑩	原高野川	四倉町（常磐線）～平絹台地区	1.8	
県中建設事務所	1	右支夏井川	夏井川合流点～小野町 ^{いいとよほんいいとよ} 飯豊本飯豊地区	5.4	
	2	梵天川	田村市 ^{かんまた} 滝根町神俣地区～ ^{すがや} 菅谷地区	1.2	
	3	黒森川 こまちダム	小野町 ^{しょうぶや} 菖蒲谷地区	H=約 37m	H18年度 整備完了済
	4	黒森川	小野町小野赤沼地区～小野町 ^{しょうぶや} 菖蒲谷地区	1.8	

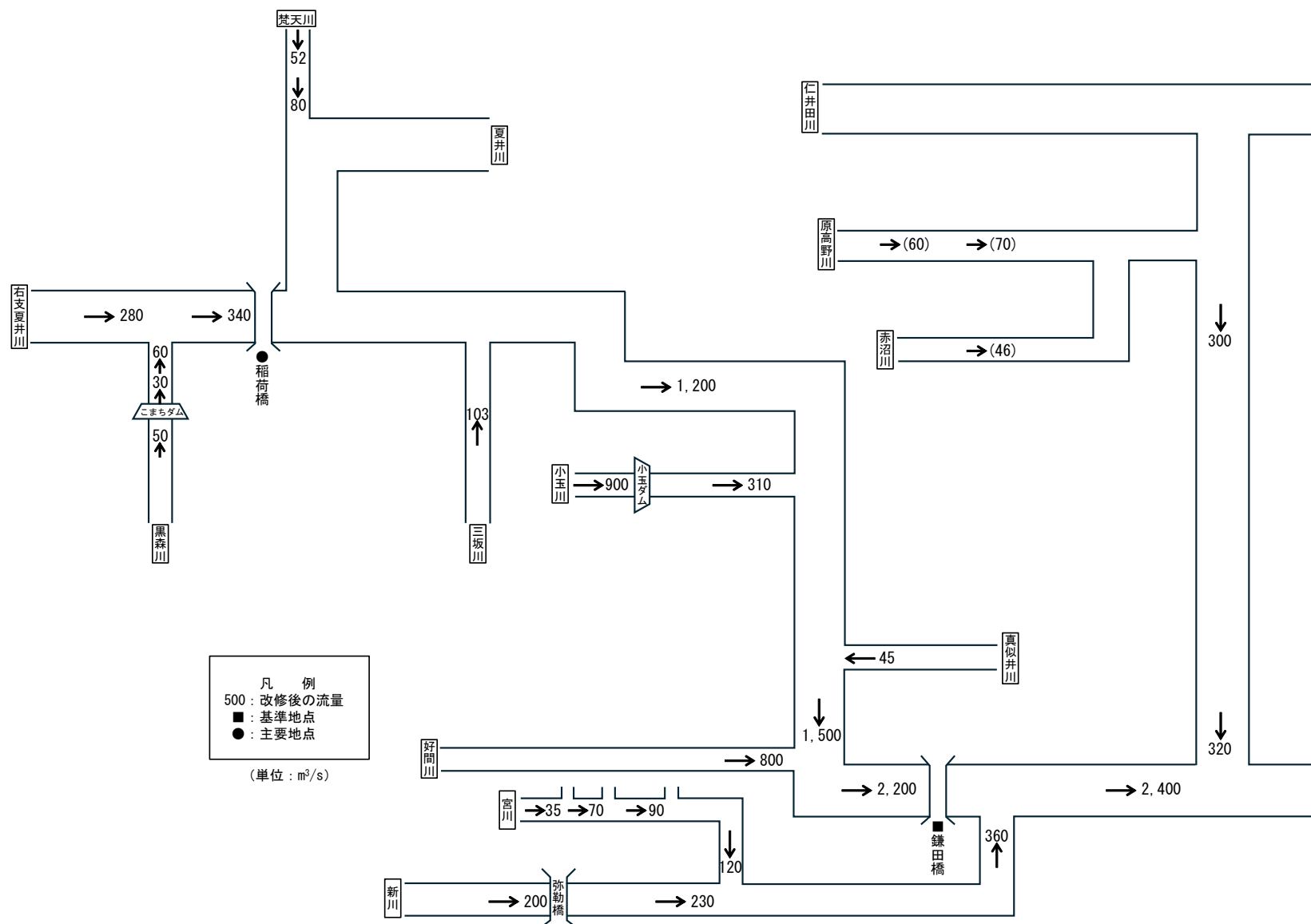


図-2.1.1 整備計画流量配分図

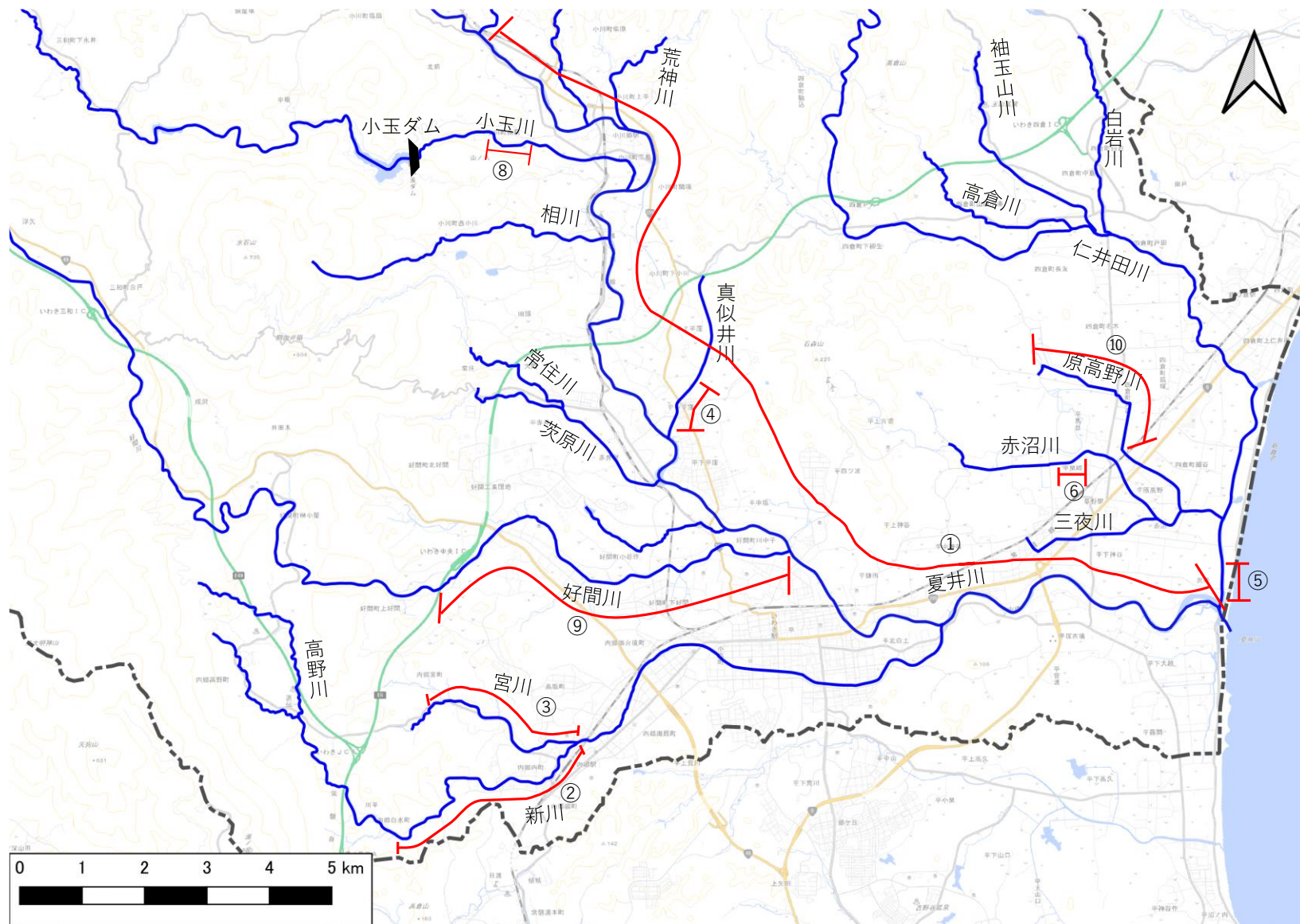


図-2.1.2(1) 本計画期間内の河川整備位置図（いわき建設事務所管内）

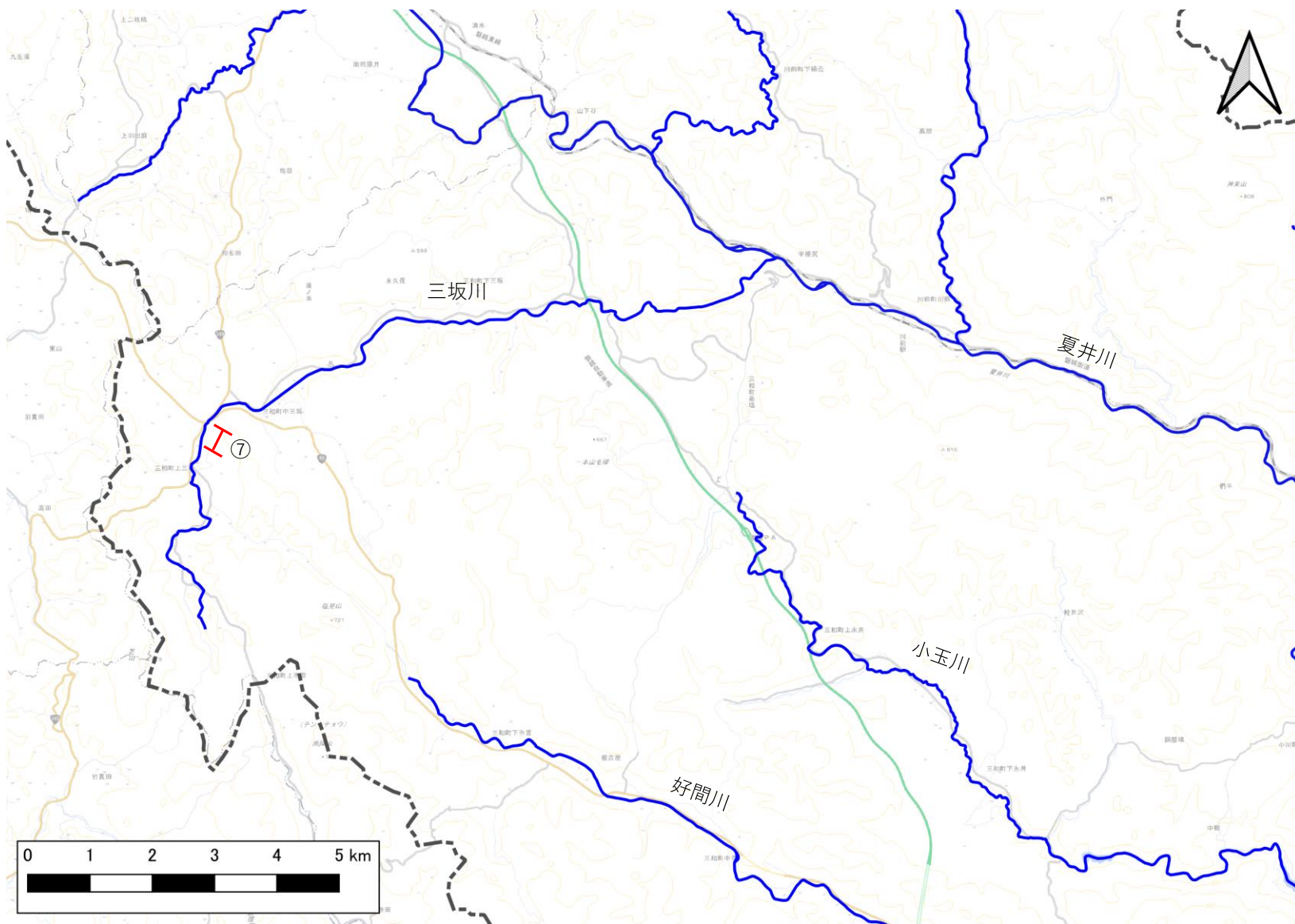


図-2.1.2(2) 本計画期間内の河川整備位置図（いわき建設事務所管内）

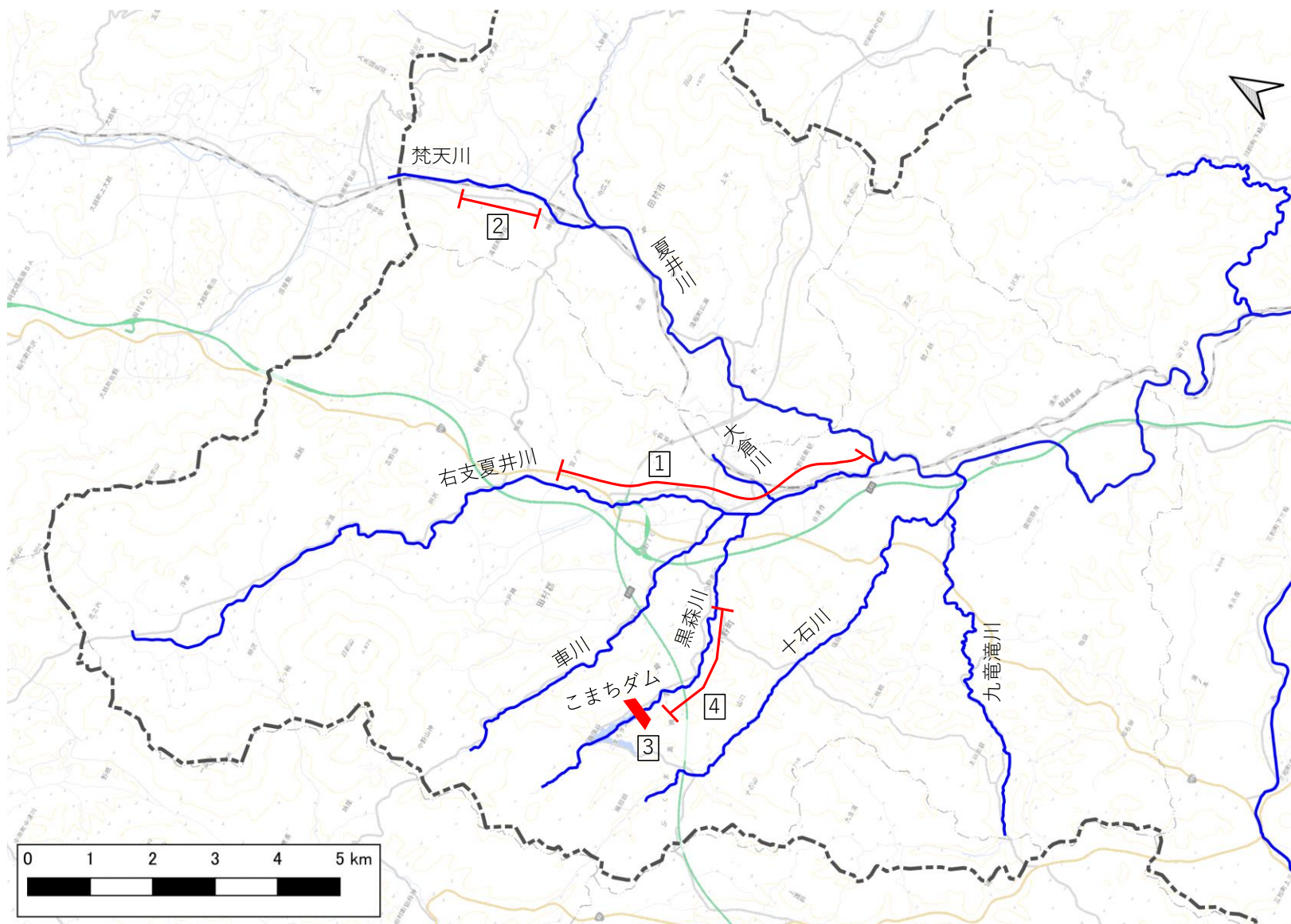
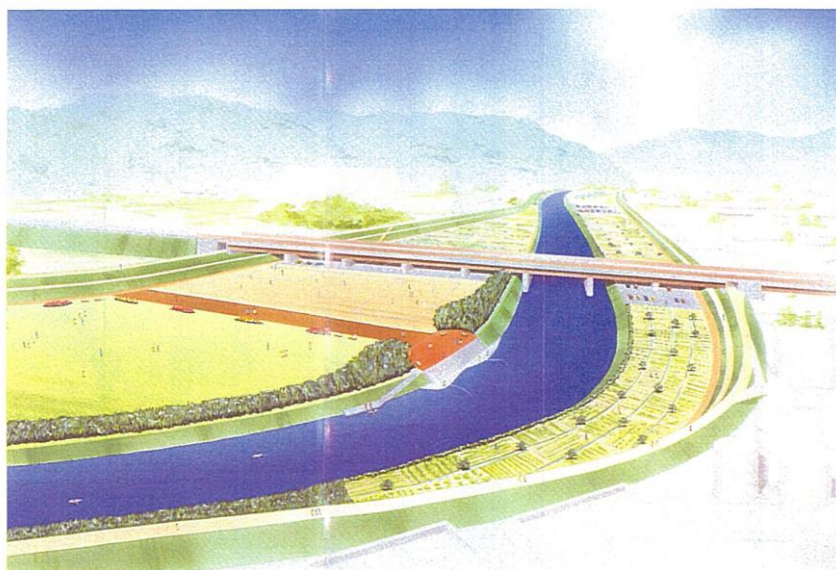


図-2.1.2(3) 本計画期間内の河川整備位置図（県中建設事務所管内）

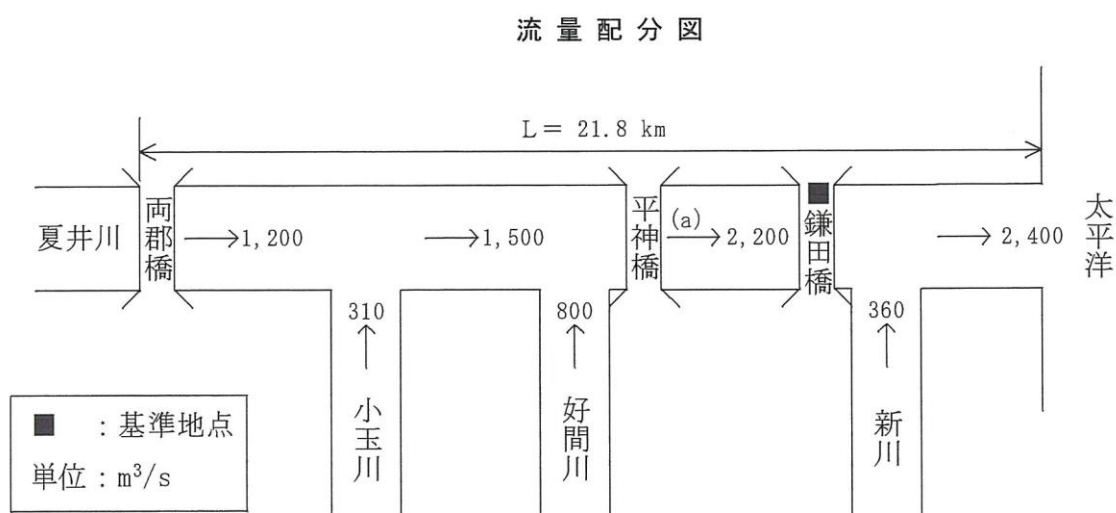
①夏井川本川（河口～小川町塩田地区）

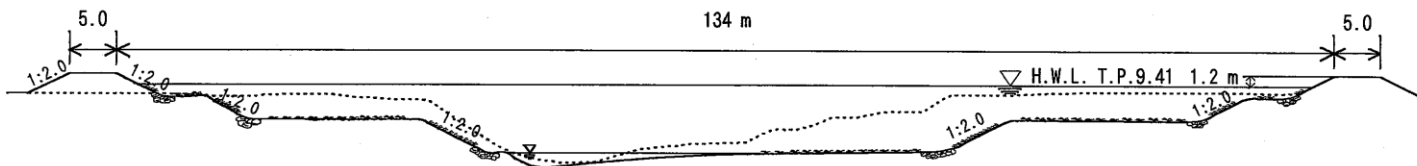
河口から小川町塩田地区間（約 21.8km）において、いわき市の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。なお、新川合流点から小川町塩田地区間（約 14.9km）においては、令和元年 10 月洪水と同規模の洪水に対して、越水の防止を図るものとする。

実施にあたっては、各地点での河川特性を損なわないよう自然環境に配慮し、また、上流区間では田園風景と一体となって形成される河川景観の創出、下流部では、川辺でイベントや祭りなどの行事を楽しむことができるような環境を創出し、人々が水辺に親しめるような施設整備も併せて行っていくものとする。



鎌田橋付近の河川整備イメージ図





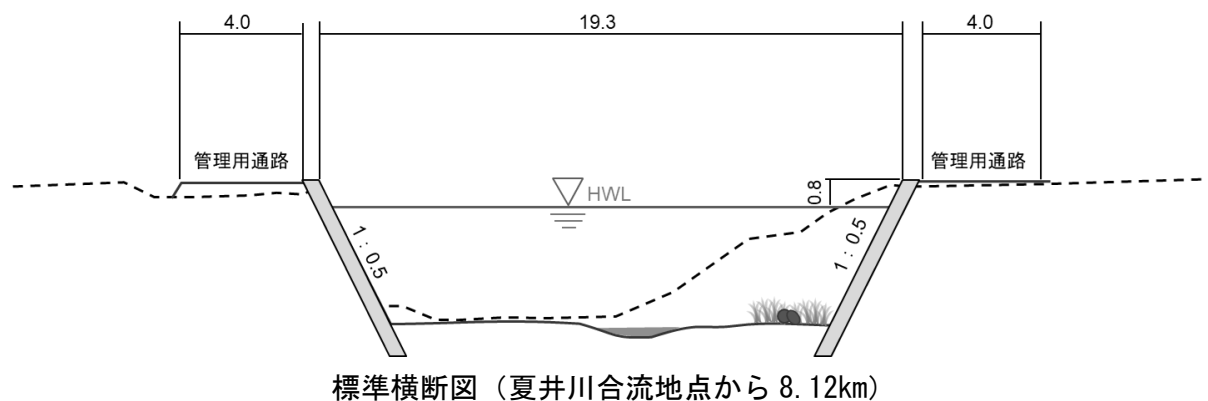
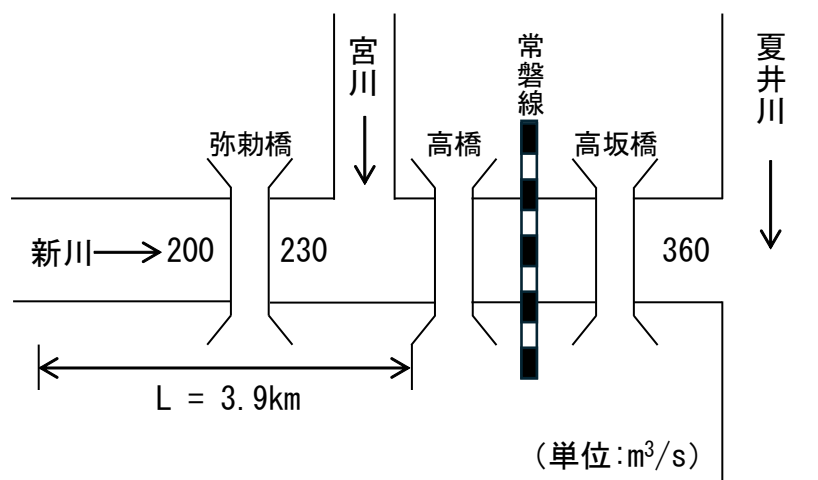
(a)夏井川 平神橋地点(河口から 7.4km)

②新川（宮川合流部～内郷白水町地区）

宮川合流部から内郷白水町地区間（約 3.9km）において、洪水被害実態及び土地利用状況をふまえ、河道掘削により河積を拡大し、昭和 52 年 9 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。なお、当該区間においては、令和 5 年 9 月の洪水と同規模の洪水に対して、越水・溢水の防止を図るものとする。

また、実施にあたっては現在の河床状況を重視し、河道内の植生や動植物の生息・生育環境に配慮する。

流量配分図

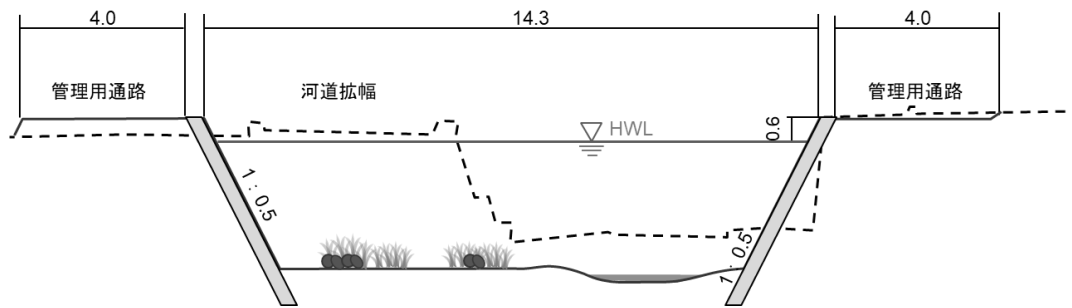
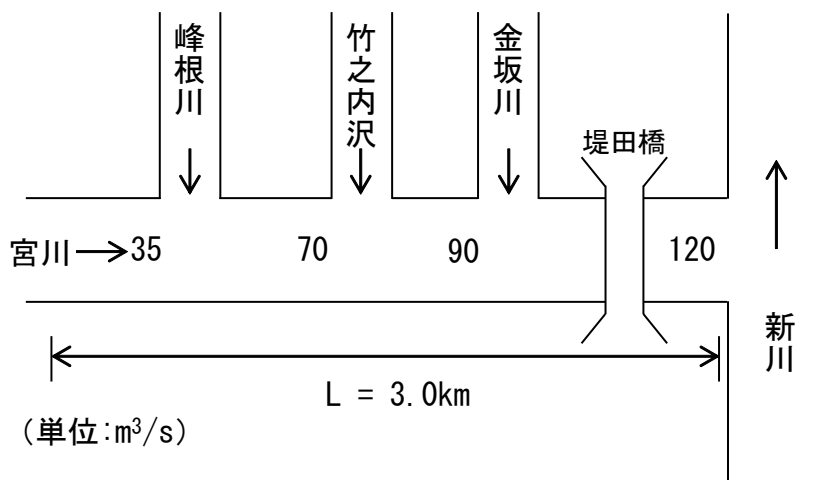


③宮川（新川合流部～内郷宮町地区）

新川合流部から内郷宮町地区間（約 3.0km）において、洪水被害実態及び土地利用状況をふまえ、河道掘削により河積を拡大し、昭和 52 年 9 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。なお、当該区間においては、令和 5 年 9 月の洪水と同規模の洪水に対して、越水・溢水の防止を図るものとする。

また、実施にあたっては現在の河床状況を重視し、河道内の植生の回復による動植物の生息・生育環境の保全等、河川環境に配慮する。

流量配分図



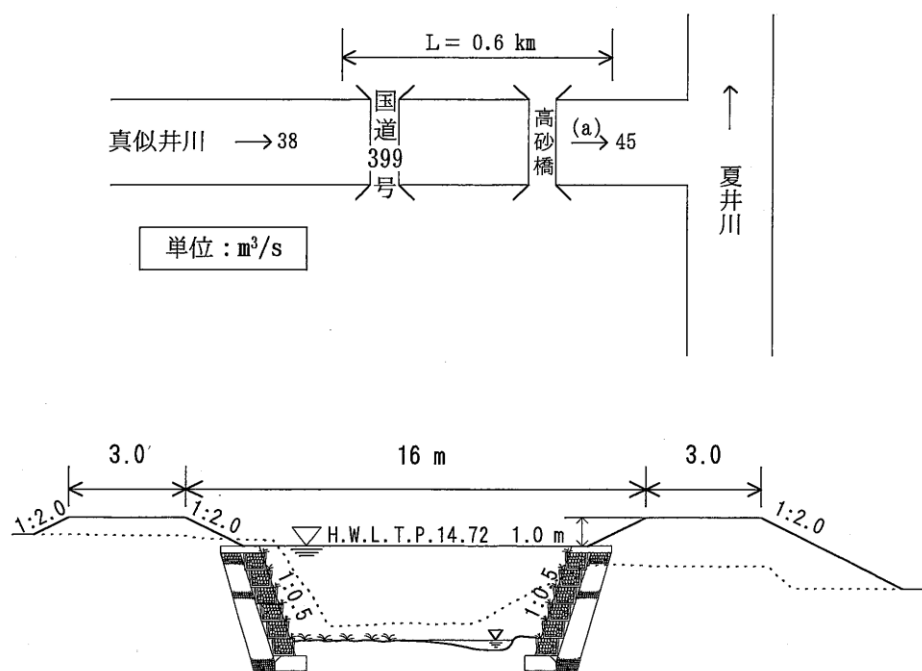
標準横断図（新川合流地点から 1.32km）

④真似井川（平平窪地区）

平中平窪地区から平上平窪地区間（約 0.6km）において、いわき市平窪地区の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。

また、本事業は市街化の進んだ周辺の土地制約等から、計画断面勾配 1 : 0.5 を採用するが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。

流量配分図



(a)真似井川 高砂橋地点(本川合流点から 0.14km)

護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

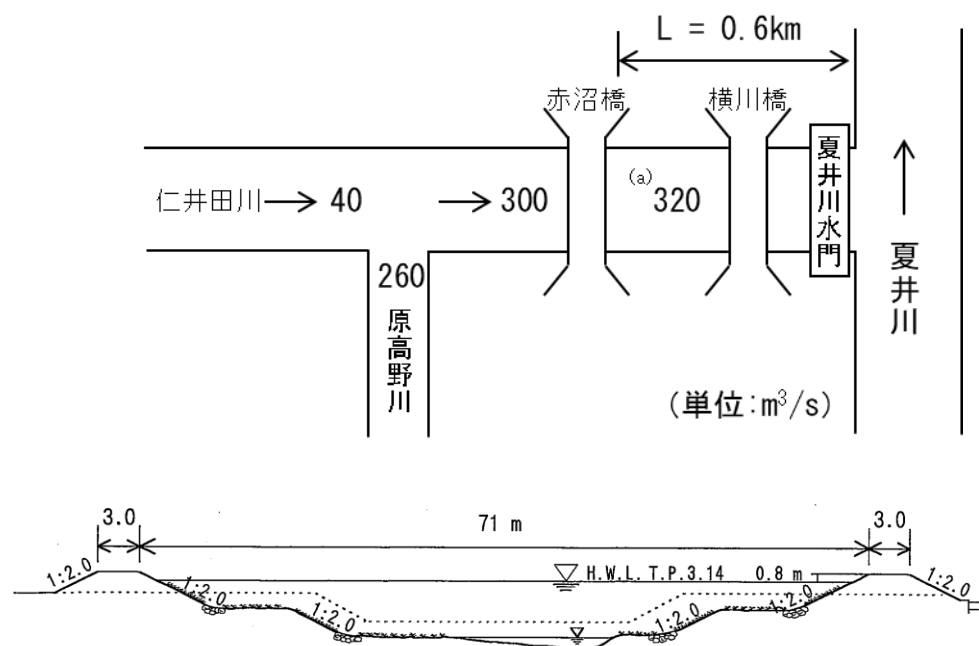
⑤仁井田川（四倉町下仁井田地区）

本川合流部から四倉町下仁井田地区間（約 0.6km）において、当該地区の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、平成元年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。また、夏井川合流点においては、水門の整備により、夏井川から仁井田川への洪水の逆流及び津波の遡上を防止し、併せて、夏井川河口部の閉塞を抑制する。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、実施区間は松林が続く磐城海岸県立自然公園内であるため、自然公園の風景に調和するよう努めるものとする。

流量配分図



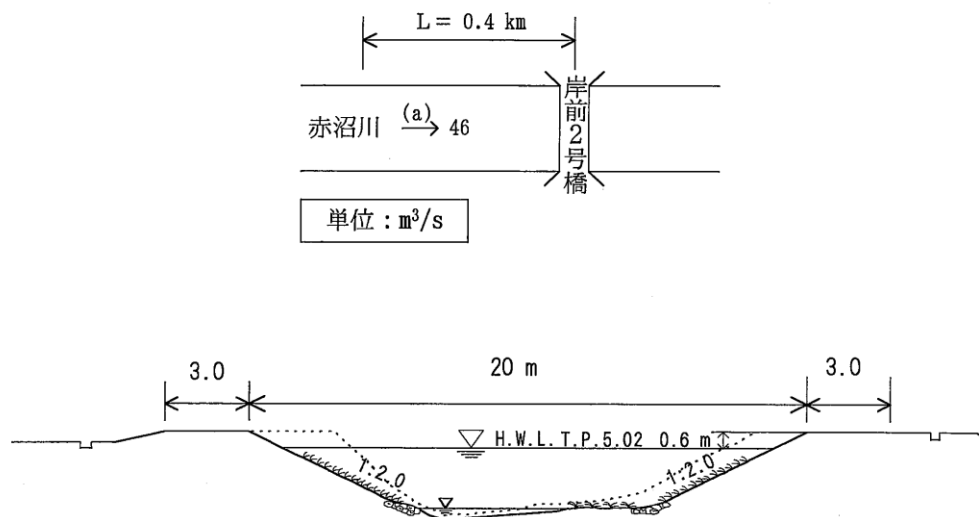
(a)仁井田川 横川橋地点(本川合流点から 0.23km)

⑥赤沼川（平泉崎地区）

平泉崎磐井前地区から平泉崎岸前地区間（約 0.4km）では、当該地区の洪水防御のため、河道掘削により河積を拡大し、平成元年8月規模の洪水を安全に流下できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流量配分図



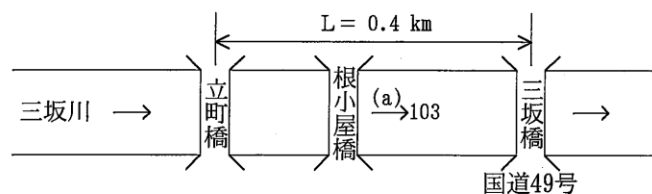
(a)赤沼川 岸前2号橋地点(原高野川合流点から 2.38km)

⑦三坂川（三和町上三坂地区）

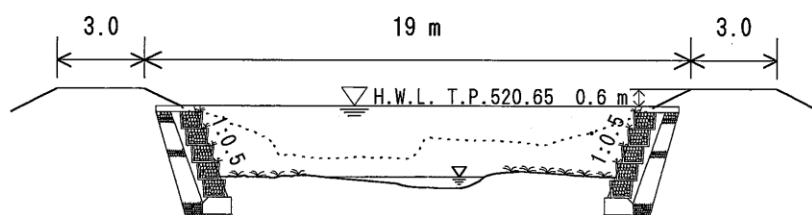
三和町上三坂（三坂橋）から三和町上三坂（立野橋）間（約 0.4km）において、当該地区の洪水防御のため、河道掘削により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。

また、本事業は周辺の土地制約状況等から、計画断面勾配 1 : 0.5 を採用するが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。

流量配分図



単位：m³/s



(a)三坂川 根小屋橋地区（本川合流点から 11.9km）

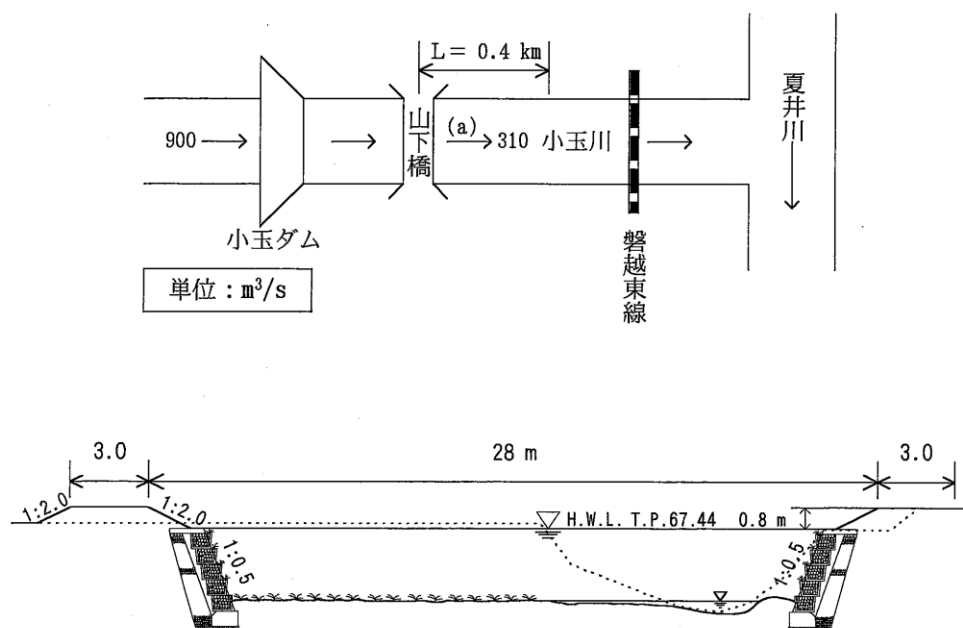
護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

⑧小玉川（小川町西小川地区）

小川町高萩地区から小川町西小川地区（山下橋）間（約 0.4km）において、当該地区の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。

なお、本事業は周辺の土地制約状況等から、計画断面勾配 1 : 0.5 を採用するが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。

流量配分図



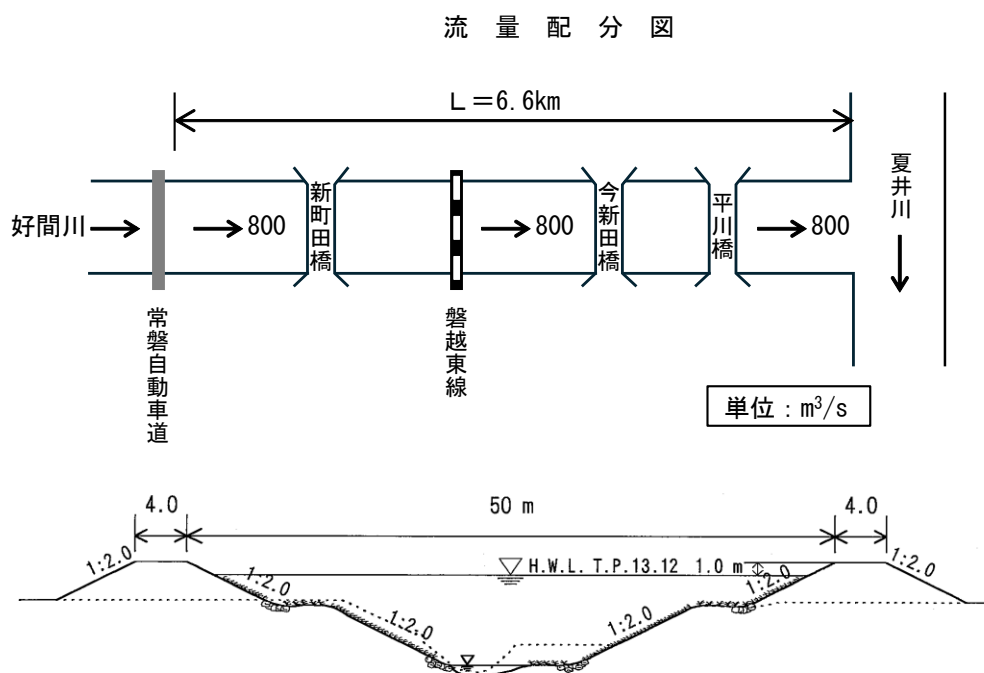
(a)小玉川 山下橋地区（本川合流点から 2.90km）

護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

⑨好間川（夏井川合流部～好間町上好間地区）

夏井川合流部から好間町上好間地区間（約 6.6km）において、河道掘削、築堤により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。なお、当該区間においては、令和元年 10 月洪水と同規模の洪水に対して、越水の防止を図るものとする。

また、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。



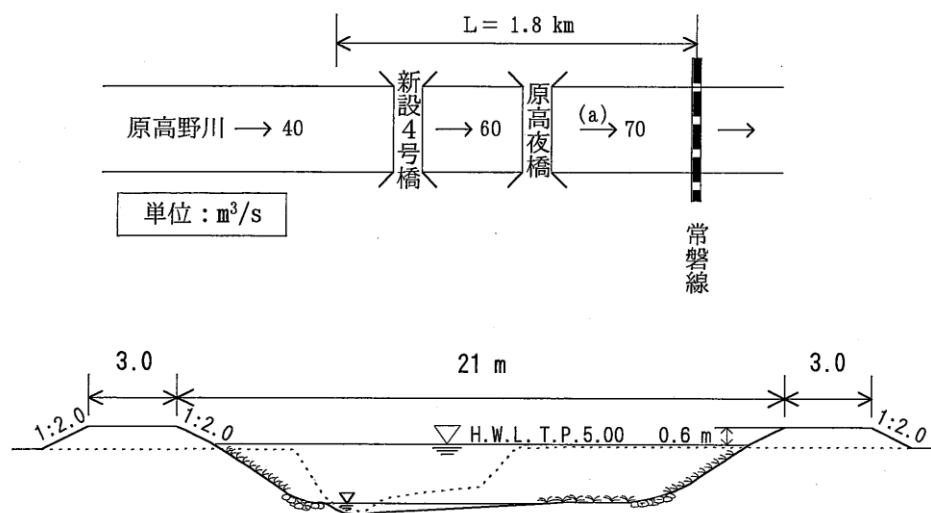
(a)好間川 今新田橋地点(本川合流点から 1.60km)

⑩原高野川（四倉町細谷地区）

四倉町（常磐線）から平絹台地区間（約 1.8km）において、河道掘削、築堤により河積を拡大し、浸水区域を平成元年 8 月 **規模の洪水を安全に流下** できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流 量 配 分 図



(a)原高野川 原高野橋地点 (JR常磐線橋から 1.02km)

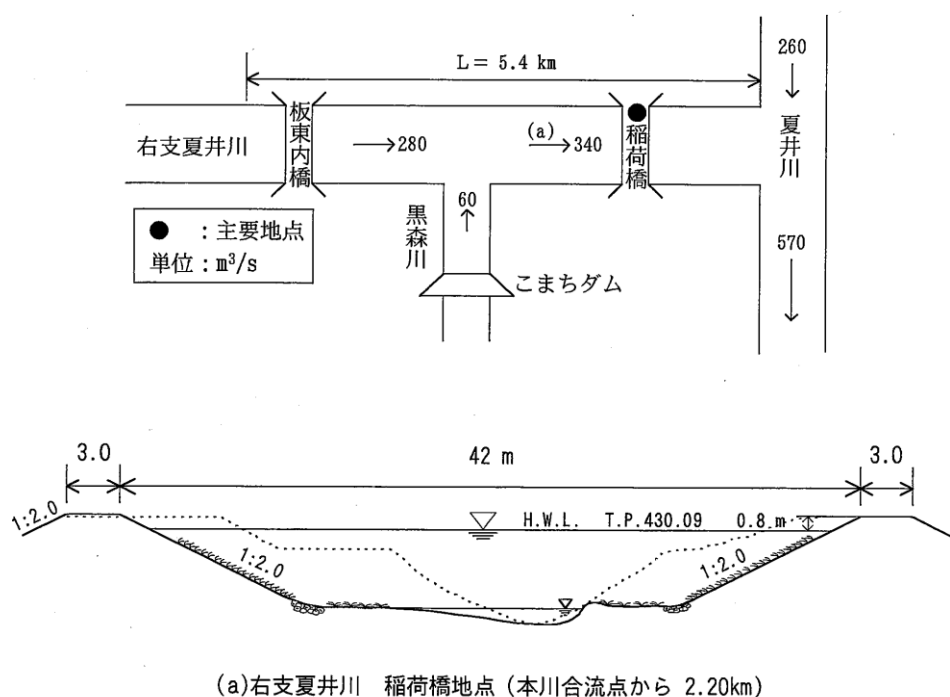
四右支夏井川（本川合流部～本飯豊地区）

夏井川合流点から小野町飯豊本飯豊地区間（約 5.4km）において、小野町の洪水防御のため河道掘削により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにするものとする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、周辺の関連事業との整合を図り、人々が水辺に親しめるような施設整備も併せて行うものとする。

流 量 配 分 図

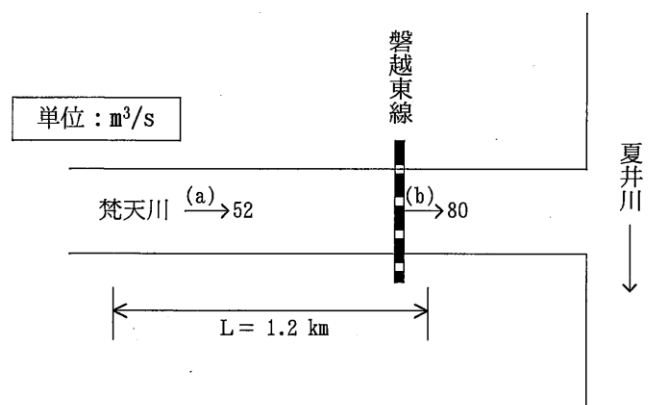


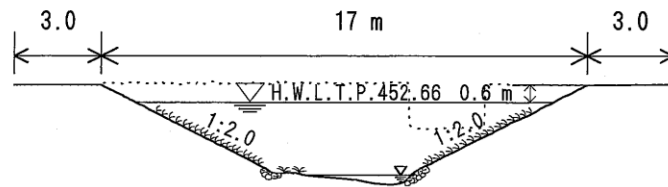
四梵天川（神俣地区～菅谷地区）

田村市滝根町神俣地区から菅谷地区間（約 1.2km）において、滝根町の洪水防御のため河道掘削により河積を拡大し、昭和 61 年 8 月規模の洪水を安全に流下できるようにする。

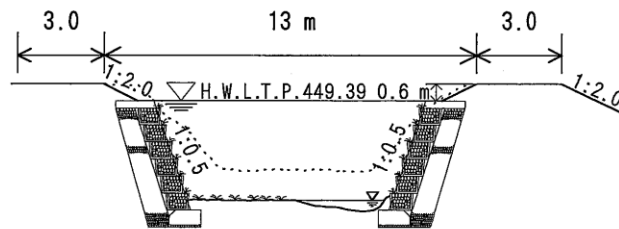
また、合流部から JR 橋の区間においては、市街化の進んだ周辺の土地制約状況等から、河川の法勾配を 1:0.5 とするが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。一方、JR 橋より上流においては、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流量配分図





(a)梵天川 下城地区 (本川合流点から 1.68km)



(b)梵天川 JR橋下流地点 (本川合流点から 1.0km)

護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

図4 黒森川（小野町菖蒲谷地区）

小野町大字菖蒲谷地先に黒森川の洪水調節を目的にこまちダムを平成 18 年度に建設済みであり、基準地点右支夏井川合流点において基本高水流量 $100\text{m}^3/\text{s}$ を $60\text{m}^3/\text{s}$ に低減している。また、ダムより下流約 1.8km の区間を河道掘削、築堤により河積の拡大を行う。

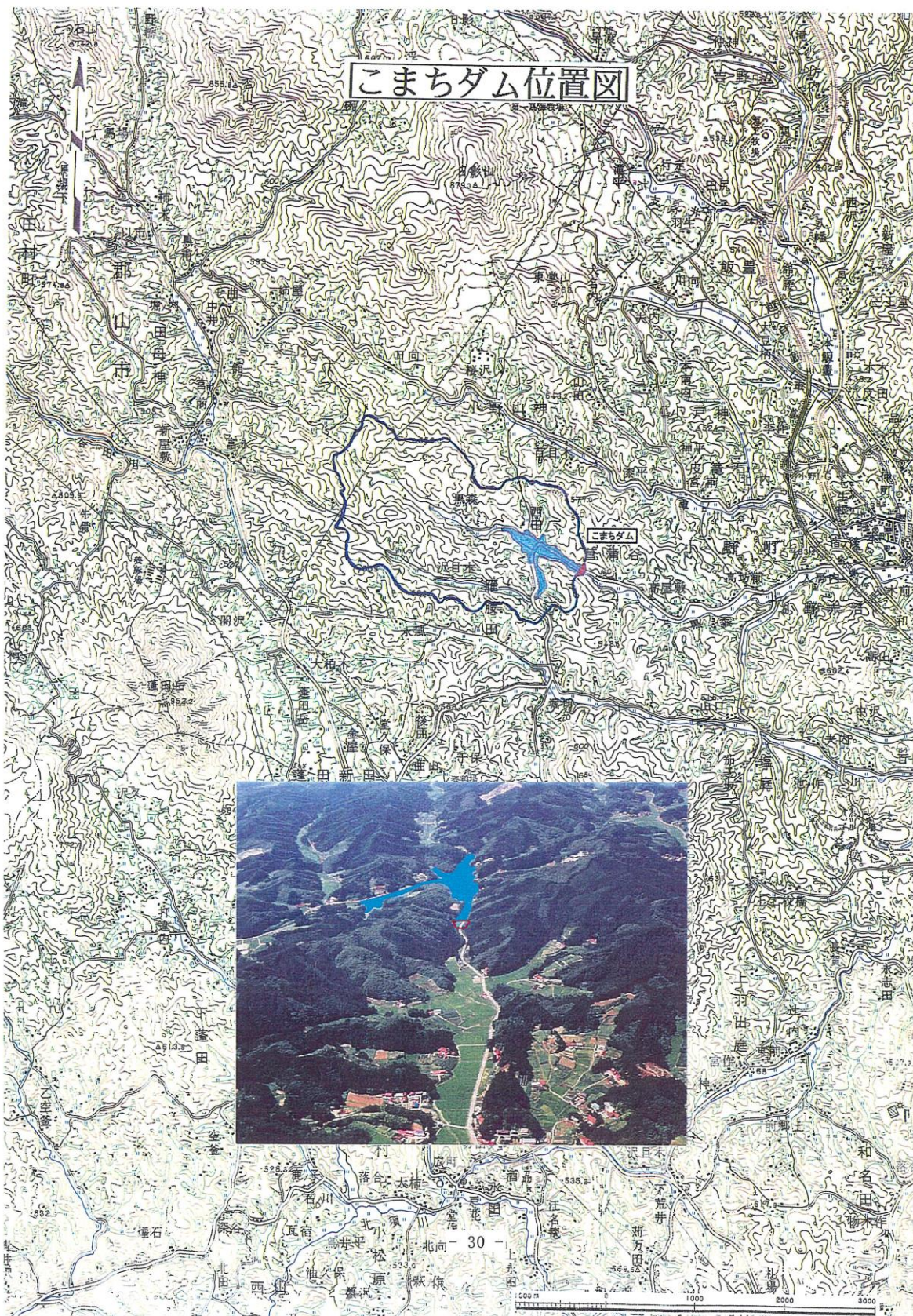
なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の滞筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

さらに、こまちダムにより小野町の新たな水道用水 $1,500\text{m}^3/\text{日}$ の確保を行うとともに、10 年に 1 回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能の維持に必要な流量として、ダム下流地点おおむね $0.02\text{m}^3/\text{s}$ の流量を確保するものとする。

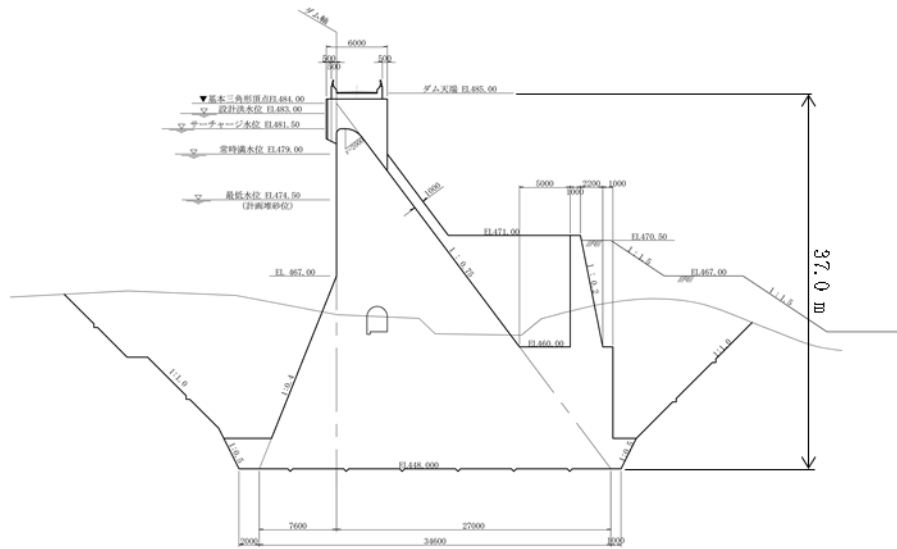
なお、こまちダムの諸元を以下に示す。

こまちダムの諸元

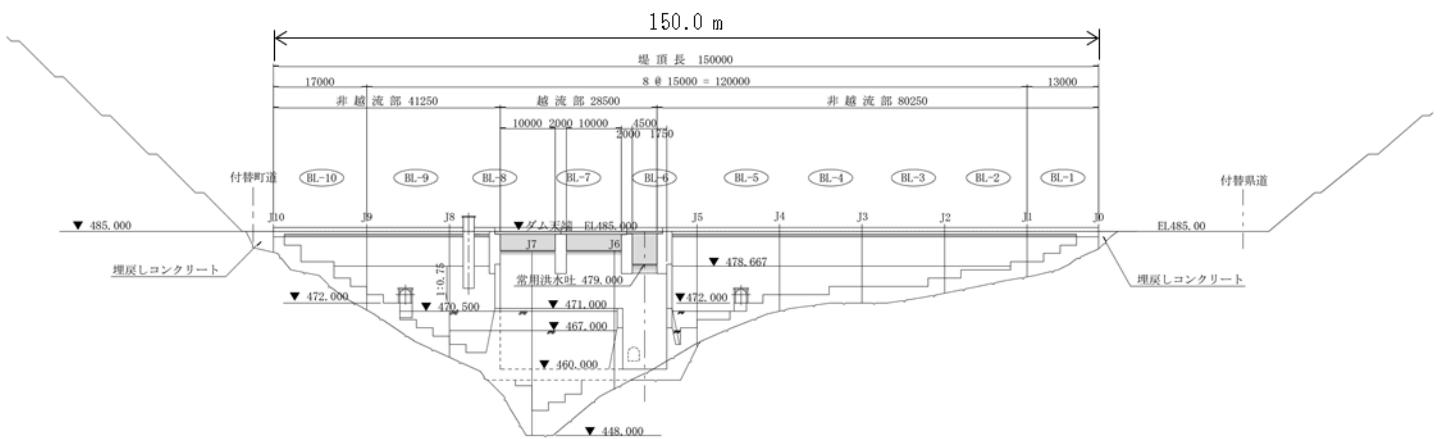
位	置	左岸（田村郡小野町大字菖蒲谷地先） 右岸（田村郡小野町大字菖蒲谷地先）
形	式	重力式コンクリートダム
堤	高	約 37m
堤	頂 長	約 150m
総貯水容量		約 772,000 m^3
湛水面積		約 0.17 km^2
目	的	洪水調節、流水の正常な機能の維持 新規水道用水



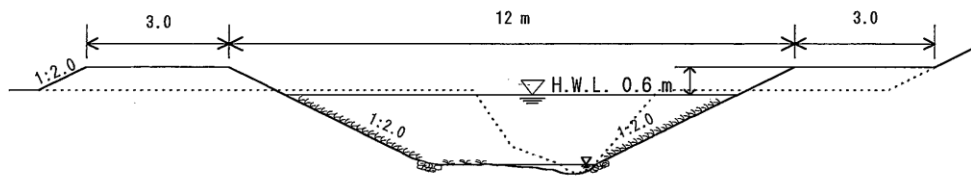
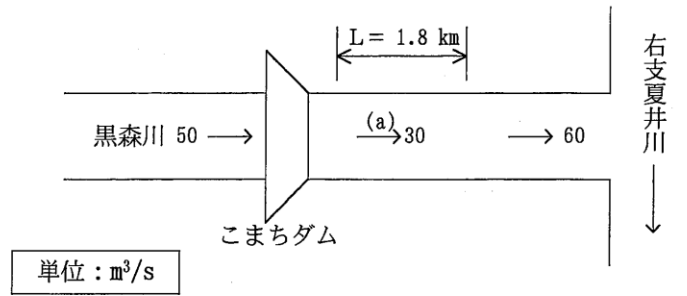
越流部標準断面図



ダム下流面図



流量配分図



(a)黒森川 菖蒲谷地区

2. 河川の維持の目的、種類、施工の場所

(1) 河川の維持の目的

本流域の特性を踏まえつつ、洪水等による災害の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持等の河川環境の整備と保全を総合的に行うことを目的とする。

(2) 河川の維持の種類及び施工の場所

ア. 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

ダム、堰等の河川構造物が常に機能を十分に発揮できるように、出水期前点検、臨時点検、定期的な点検・整備を行うと共に、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修・塗装等を行う。

河川管理施設の機能低下及び質的低下の原因としては、洪水等の外力によるものと経年的な劣化や老朽化によるものがあるが、前者については速やかに、後者については計画的に対策を講じる。

また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会、および的確な操作が実施できるような操作環境・操作体制の改善を必要に応じて行うこととする。

(イ) 河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測・収集して情報の提供を行う。

イ. 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動や、防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）との協力体制の強化を図る。

洪水時は河川情報の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図る。

ウ. 地震対策

気象庁が発表する震度およびダム等に設置される地震計の観測値が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を配置し、河川管理施設の点検や情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ. 水量、水質への対応

(ア) 水量、水質の監視

愛谷堰地点で水量、水質の監視を行うと共に、小川江堰地点においても水質の観測を行い、必要に応じて地域への情報提供を行うと共に、水量減少時においては水利用等の調整により水量の保全を行う。

(イ) 啓蒙活動

節水意識の向上や生活雑排水を直接河川へ流さないよう呼びかけるなどの啓蒙活動を行う。

(ウ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息・生育する動植物のみならず、水利用者にも多大な被害を与える。平時、汚染源に関する情報の把握を行うとともに、発生時には迅速で適切な対応ができるように連絡体制の強化、水質事故訓練等を行う。

オ. ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃等の河川美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努めると共に、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者に撤去させるものとする。

カ. 気候変動への対応

(ア) モニタリングによるデータの蓄積

気候変動により洪水等の外力が増加することが予測されていることや、異常渇水の発生や河川環境への影響も懸念されている。このことを踏まえ、流域の降水量、降雨の時間分布・地域分布などについてモニタリングを実施し、経年的なデータの蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。

(イ) 流域治水の推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害に備え、令和3年4月に夏井川流域治水協議会を設置、令和3年8月に「夏井川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組んでいる。

引き続き、浸水被害の軽減を図るため「夏井川水系流域治水プロジェクト」に基づき流域治水の取組を推進する。

(3) 災害復旧及び局所的な対応（流域治水型の災害復旧）

洪水による河川氾濫等により家屋浸水被害が発生した箇所については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止

又は軽減を図る。

具体的には、特殊堤、河道掘削、河川法線形の是正及び被災要因となった構造物の改築などを行う。また、関係機関や地域の理解等を踏まえ、整備後の浸水被害防止区域等も適宜設定する。

3. その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア. 常時の情報提供

夏井川水系を適切に整備・保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に創り出す河川愛護・美化の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報（水質、水量、景勝地、動植物の生態、河川空間および施設等の利用状況、新規事業等）をインターネット・情報誌・パンフレット等を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとする。

また、洪水時の避難経路や避難場所等の避難情報を住民に提供するため、市町村が作成する洪水ハザードマップ等に対し、情報や資料の提供を行う。

イ. 洪水時の情報提供

洪水時は河川情報（降雨量、水位、流量等）の収集を行い、関係機関に速やかに分かりやすいかたちで発表するとともに、洪水情報の迅速な提供を図る。

また、氾濫の危険性が相対的に高い箇所に危機管理型水位計や視認性の高い監視カメラを設置し、洪水時の早期に情報収集を行い、迅速な情報提供に努める。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア. 常時の連携

前述の手段（インターネット・情報誌・パンフレット等）を通して各種情報を提供するとともに、地域住民からの河川に関する情報が収集できる体制づくりを進め、地域との連携を強化して河川清掃等のボランティア運動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行なうものとする。また、作成された洪水ハザードマップを利用して市町村等の関係機関と連携し、住民の防災意識の向上や自主的な被害軽減行動の促進を図るものとする。

河川は源流部から河口まで流域全体の様々な繋がりの上に存在しており、河川の治水、利水、環境整備の計画は、河川区域のみならず流域全体で考えるよう努めるものとする。

本河川整備計画では、河川の治水安全度を高めるために、洪水調節施設の必要性和森林等の持つ保水力を同時に考え、関係機関と横の連携を深めつつ、流域内の森林等の保全を図れるよう支援する。また、積極的に他機関や地域住民と連携しながら、流域全体の保水力維持について考慮していく。

イ. 洪水時の連携

河川管理者と防災関係機関（報道機関、消防、警察、通信、電力等）の防災情報伝達システムの強化に努めるものとする。

ウ. 流木対策の取組

令和5年9月洪水において、新川・宮川流域から発生した流木が河川を閉塞させ、浸水を助長させたことから、流木の流出及び河川の閉塞を防ぐための対策の検討を行う。